

閣議報告

令和8年7月24日

令和8年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和8年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区 分	令 和 8 年 度	令 和 7 年 度
総 額	18兆9,737億円	17兆8,198億円
道府県分	10兆1,040億円	9兆2,722億円
市町村分	8兆8,697億円	8兆5,475億円

2 交付団体及び不交付団体数

区 分	令 和 8 年 度			令 和 7 年 度		
	交 付	不 交 付	計	交 付	不 交 付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,632	86	1,718	1,634	84	1,718
計	1,678	87	1,765	1,680	85	1,765

3 主な算定事項

- (1) 地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や、地場産業の付加価値向上と販路開拓の推進に要する経費の財源を措置するため、令和8年度に限り、「地域未来基金費」を設けること。
- (3) 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和8年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。
- (4) 地方公務員の給与改定等に要する経費の財源を措置すること。
- (5) 高等学校等就学支援金制度の拡充、学校給食費の抜本的な負担軽減、特別支援教育及び私学助成等教育施策の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (6) こども・子育て施策、児童虐待防止、障害者の自立支援、介護給付に要する経費の財源を充実すること。
- (7) ごみ収集、学校給食等の地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料等の増加を踏まえ、その財源を充実するとともに、地方公共団体における価格転嫁の取組状況を算定に反映すること。
- (8) 東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (9) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

4 交付決定日

令和8年7月24日（金）

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都 道 府 県	道府県分	市町村分
北海道	656,983	904,412
青 森	229,657	202,205
岩 手	237,233	190,273
宮 城	173,325	196,740
秋 田	210,134	182,405
山 形	204,369	159,699
福 島	235,176	203,289
茨 城	224,218	176,354
栃 木	164,295	88,288
群 馬	159,172	124,660
埼 玉	312,956	220,992
千 葉	255,903	208,984
東 京	—	77,157
神奈川	133,998	148,303
新 潟	262,381	296,079
富 山	154,134	85,826
石 川	141,085	109,808
福 井	145,386	67,024
山 梨	150,573	95,816
長 野	230,095	267,460
岐 阜	209,767	169,809
静 岡	209,322	178,113
愛 知	145,639	109,285
三 重	170,828	132,348
滋 賀	152,998	98,598
京 都	215,035	203,420
大 阪	368,813	396,772
兵 庫	381,376	367,919
奈 良	189,374	142,704
和歌山	201,490	129,848
鳥 取	156,483	93,903
島 根	195,789	130,503
岡 山	188,367	210,597
広 島	211,948	255,642
山 口	197,605	141,096
徳 島	163,942	96,943
香 川	139,194	91,680
愛 媛	186,186	150,186
高 知	196,075	134,949
福 岡	329,116	412,597
佐 賀	170,040	96,375
長 崎	252,656	190,347
熊 本	239,357	258,959
大 分	196,856	131,610
宮 崎	210,353	136,232
鹿児島	302,436	259,872
沖 縄	241,880	143,653
合 計	10,103,999	8,869,736

（注） 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県
の数値の計と合計は一致しない。